

定 款

株式会社 MAGねっとホールディングス

基本規程	定 款	改定年月日 平成 21 年 6 月 24 日
N o 1		主管部門 業務部

第 1 章 総 則

第 1 条 (商 号)

当社は、株式会社MAGねっとホールディングスと称す。

②英文ではMAGNET, HOLDINGS, INC.と表示する。

第 2 条 (目 的)

当社は、次の事業を営むことを目的とし、また、次の事業を営む会社の株式を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。

1. 不動産の調査、鑑定および資料収集業務
2. 不動産の売買、賃貸、仲介、管理およびコンサルタント業務
3. 不動産の開発、造成、建築、土木工事およびその請負業務
4. 投資業、投資顧問業および不動産投資信託委託業
5. インテリア用品、住宅関連機器等の売買、仲介および管理
6. 損害保険代理業および生命保険募集事業
7. 賃貸契約に対する保証業務
8. 貸金業
9. 家賃の集金代行業務
10. ポータルサイトの運営
11. 健康食品、健康器具及びスポーツ用品の販売業務
12. 花の輸入および販売
13. 生花を用いたアレンジメント、ブーケ等の企画、制作、レンタルおよび販売
14. ドライフラワー、プリザーブドフラワーなどの造花を用いたアレンジメント、ブーケ等の企画、制作、レンタルおよび販売
15. 装飾品、装身具、宝飾品、日用雑貨、インテリア等のギフト商品の仕入および販売
16. 酒類の輸入および販売
17. 企業の販売促進用品の企画、制作および販売
18. 冠婚葬祭等のライフイベントの企画、プロデュースおよびコンサルティング
19. 会員企業の福利厚生部門の代行事業
20. 会員企業の従業員向けインセンティブサービス業務

21. 会員制余暇サービス業務
22. 旅館、ホテル等の宿泊斡旋業務
23. 旅行及び観光事業
24. 映画、演劇、コンサート、スポーツ、講演、講座等の各種催物チケットの予約受付および手配業務
25. 観光、リゾート、健康、医療、スポーツ、研修等の各施設の紹介斡旋業務
26. 教育等サービス事業の経営
27. 子会社管理業
28. 電子機器部品・コンピューター・電子通信機器・電子制御機器の製造、販売
29. 電気部品類の製造、販売
30. 家庭用電気機械器具およびオフィスオートメーション機器の製造、販売
31. 電気関係並びにコンピューターに関する情報誌及び書籍の出版並びに販売
32. ゲーム機の製造、販売およびゲームセンターの経営
33. レコード、音楽テープ、コンパクトディスク、レーザーディスク、ビデオテープ、デジタルビデオディスク、映画、印刷物その他音声、音楽、映像、データ等の記録媒体の販売、賃貸
34. 自動車、オートバイ、自転車の販売および仲介
35. 食料品、酒類の販売
36. 玩具、文房具、洋服、スポーツ用品、介護用品、家具、園芸用品、日用品雑貨の製造および販売
37. 前各号に関連する物品の輸出入業務
38. コンピューターのソフトウェア設計・プログラム開発及び技術提供並びに保守に関する業務
39. ソフトウェアの開発設計並びに製造販売賃貸業
40. コンピューターの技術教室、ワードプロセッサ教室およびカルチャー教室の経営並びにそのビジネス教育事業
41. 電話回線、無線、ケーブルテレビ、通信衛星等の通信手段を使用したデータ、映像、音声、音楽等の情報提供サービス業
42. 飲食店業
43. 不動産の売買・交換・賃貸およびその仲介並びに所有・管理および利用
44. 広告代理業
45. 旅行代理店業
46. 金券ショップの経営
47. 金融業
48. インターネットによる競売の運営
49. 損害保険代理業

50. 各種企業経営の合理化・健全化に関する情報提供サービス業および情報処理サービス業
51. 労働者派遣事業に基づく一般および特定労働者派遣事業
52. 経営に関するコンサルティング
53. 投資業
54. 有価証券の取得、保有、投資および運用
55. クレジットカードの取扱業務
56. ファクタリング業務
57. 総合リース業およびレンタル業務
58. ゴルフ会員権の売買業務
59. 金銭貸借の媒介、商品券の売買
60. 投資事業組合の財産の運用および管理
61. 企業の合併・提携・営業権の譲渡の調査・企画およびそれらの斡旋・仲介
62. 電気通信事業法に定める電気通信事業
63. 電気通信サービス、放送サービスの加入手続に関する代理店業務
64. 市外電話通信回線利用加入者の募集、およびその利用権促進の代理店業務
65. 電気通信機器の製造、加工、取付工事、保守並びに販売・輸入
66. 市場調査並びに各種マーケティングリサーチの請負
67. 賃貸契約に係る保証業務
68. 職業適性能力開発のためのセミナー実施
69. 配送業務請負
70. 倉庫業
71. 美術品の販売
72. 生命保険の募集に関する業務
73. フランチャイズ店への加盟募集および加盟店の指導代行
74. 喫煙具、装身具、装飾品その他身辺用細貨類の製造および販売
75. 医薬品、医薬部外品、化粧品、油脂加工品等化学工業品の製造および販売
76. 投資顧問業
77. 前各号に付帯する一切の事業

第3条（本店の所在地）

当社は、本店を東京都港区に置く。

第4条（公告方法）

当社の公告は、電子公告により行う。

②やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲

載する方法により行う。

第 2 章 株 式

第 5 条（発行可能株式総数）

当社の発行可能株式総数は、100,000,000 株とする。

第 6 条（単元株式数）

当社の 1 単元の株式数は、100 株とする。

第 7 条（単元未満株主の売渡請求）

当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すこと（以下「買増し」という。）を当社に請求することができる。

第 8 条（単元未満株主の権利制限）

当社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- （1） 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
- （2） 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- （3） 募集株式または募集新株予約権の割当を受ける権利
- （4） 前条に規定する単元未満株式の買い増しを請求する権利

第 9 条（株式取扱規程）

当社の株券の種類、株主名簿、株券喪失登録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式に関する手続きおよび手数料については、取締役会で定める株式取扱規程による。

第 10 条（株主名簿管理人）

当社は、株主名簿管理人を置く。

- ②株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。
- ③当社の株主名簿、実質株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備えおき、株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は、株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。

第 11 条（自己株式の取得）

当社は、取締役会決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

第 3 章 株 主 総 会

第 12 条（基準日）

当社は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- ②前項にかかわらず、必要がある場合は取締役会の決議によって、予め公告のうえ臨時に基準日を定めることができる。

第 13 条（招集）

当社の定時株主総会は、毎年 6 月に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。

第 14 条（招集地）

当社の株主総会は、本店所在地またはこれに隣接する地において招集する。

第 15 条（招集権者および議長）

株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

- ②株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

第 16 条（決議）

株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- ②会社法第 309 条第 2 項の定めによるべき決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上の有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

第 17 条（議決権の代理行使）

株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として議決権を行使することができる。

- ②前項の場合には、株主または代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当社に提出しなければならない。

第18条（議事録）

株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、議長および出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。

第19条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）

当社は、株主総会の招集に際し、参考書類等の株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類等に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従い、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

第4章 取締役、および取締役会

第20条（取締役会の設置）

当社は取締役会を置く。

第21条（取締役の員数）

当社の取締役は、3名以上とする。

第22条（取締役の選任）

取締役は、株主総会の決議によって選任する。

- ②取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- ③取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

第23条（取締役の解任）

取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第 24 条（取締役の任期）

取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- ②増員により、または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。

第 25 条（代表取締役）

当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。

- ②代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。

第 26 条（役付取締役）

取締役会は、その決議によって、取締役社長 1 名を選定し、取締役会長 1 名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役若干名を選定することができる。

第 27 条（取締役会の招集権者および議長）

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

第 28 条（取締役会の招集通知）

取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

- ② 取締役および監査役的全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。

第 29 条（取締役会の決議の方法）

取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

第 30 条（取締役会の決議の省略）

当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。

第 31 条（取締役会の議事録）

取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項

は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。

第 32 条（取締役会規程）

取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

第 33 条（取締役の報酬等）

取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第 34 条（取締役の責任免除）

当社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む）の会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

②当社は社外取締役との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、取締役報酬の 2 年分以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第 5 章 監査役、および監査役会

第 35 条（監査役および監査役会の設置）

当社は監査役および監査役会を置く。

第 36 条（監査役の員数）

当社の監査役は 3 名以上とする。

第 37 条（監査役の選任）

監査役は、株主総会の決議によって選任する。

②監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

第 38 条（監査役の任期）

監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時

株主総会終結の時までとする。

②補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

第 39 条（常勤監査役）

監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

第 40 条（監査役会の招集通知）

監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

②監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開くことができる。

第 41 条（監査役会の決議の方法）

監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

第 42 条（監査役会の議事録）

監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。

第 43 条（監査役会規程）

監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。

第 44 条（監査役の報酬等）

監査役の報酬等は株主総会の決議によって定める。

第 45 条（監査役の責任免除）

当社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む）の会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

②当社は社外監査役との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、監査役報酬の 2 年分以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第 6 章 会計監査人

第 46 条（会計監査人の設置）

当社は会計監査人を置く。

第 47 条（会計監査人の選任）

会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

第 48 条（会計監査人の任期）

会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

②会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

第 49 条（会計監査人の報酬等）

会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第 7 章 計 算

第 50 条（事業年度）

当社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

第 51 条（期末配当）

当社は、株主総会の決議によって、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に金銭による剰余金の配当を行うことができる。

第 52 条（中間配当）

当社は、取締役会の決議によって毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に会社法第 454 条第 5 項に定める金銭による剰余金の配当を行うことができる。

第 53 条（配当金の除斥期間）

配当金が、支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

②未払いの配当金には利息をつけない。

附則

第1条

当社の株券喪失登録簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株券喪失登録簿への記載または記録に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。

第2条

当社の株券喪失登録簿への記載または記録は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3条

本附則第1条乃至本条は、平成22年1月6日をもってこれを削除する。

この定款は、昭和61年6月27日より実施する。

平成 4年6月26日改訂

平成 5年6月29日改訂

平成 6年6月29日改訂

平成 7年6月29日改訂

平成 8年6月27日改訂

平成 9年6月27日改訂

平成11年6月29日改訂

平成11年8月 1日改訂

平成12年6月29日改訂

平成13年6月28日改訂

平成14年5月15日改訂

平成14年6月 1日改訂

平成14年8月 1日改訂

平成15年6月25日改訂

平成15年8月 1日改訂

平成16年2月 1日改訂

平成16年6月25日改訂

平成16年12月3日改訂

平成17年6月28日改訂

平成18年6月28日改訂

平成20年8月 1日改訂

平成21年3月 2日改訂

平成21年3月10日改訂

平成21年6月24日改訂